株式移転につき通知公告

左記会社は、株式会社ＭＩＮＡＭＯＴＯ　ＧＲＯＵＰ（住所富山市南央町三七番六）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

平成二十九年四月二十一日

富山市南央町三七番六

（甲）株式会社源

代表取締役　源　和之

富山市安住町七番二四号

（乙）株式会社明宏

代表取締役　源　八郎

富山市黒崎六一二番地の三

（丙）東宏産業株式会社

代表取締役　源　八郎

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＭＩＮＡＭＯＴＯ　ＧＲＯＵＰを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月二十一日

富山市南央町三七番六

株式会社源

代表取締役　源　和之

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＭＩＮＡＭＯＴＯ　ＧＲＯＵＰを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月二十一日

富山市黒崎六一二番地の三

東宏産業株式会社

代表取締役　源　八郎

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＭＩＮＡＭＯＴＯ　ＧＲＯＵＰを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年四月二十一日

富山市安住町七番二四号

株式会社明宏

代表取締役　源　八郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である堀泰久が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月二十一日

東京都新宿区若葉三丁目二番地ライトコート四谷四〇九

ＡＭ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ株式会社

日本における代表者　堀　泰久

限定承認公告

本籍群馬県富岡市上黒岩四九二番地、最後の住所群馬県富岡市上黒岩四九四番地一

被相続人　亡　清水　初男

右被相続人は平成二十八年十二月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年四月十三日前橋家庭裁判所高崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

群馬県富岡市上黒岩四九四番地一

相続財産管理人　清水　敏和

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目八番、最後の住所埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目八番一二号　被相続人　亡　川田ミサヨ

右被相続人は平成二十八年十二月十八日死亡し、その相続人は平成二十九年四月七日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

神奈川県平塚市龍城ヶ丘二番三三―二〇一号

相続財産管理人　川田　篤美

限定承認公告

本籍新潟県上越市清里区武士一七五五番地、最後の住所東京都武蔵野市緑町二丁目六番六―一〇五号　被相続人　亡　平田　恭子

右被相続人は平成二十八年七月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年四月十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東一丁目四九番地一七富士見荘一〇一

限定承認者　竹内　剛

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市中原区新城二丁目一三番、最後の住所新潟県柏崎市新赤坂五丁目三番一九号　被相続人　亡　佐藤　潤

右被相続人は平成二十八年九月二十九日死亡し、その相続人は平成二十九年四月十四日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

新潟県柏崎市四谷二丁目四番四〇―二〇一号　シャンブル・ミサワ

限定承認者　佐藤佳誉子

限定承認公告

本籍滋賀県野洲市行畑一丁目四七三番地、最後の住所滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘五丁目一三番地八　被相続人　亡　太田　博己

右被相続人は平成二十八年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十九年三月十日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

滋賀県東近江市小脇町一六七八番地九

相続財産管理人　上田　豊

限定承認公告

本籍滋賀県野洲市野洲一三二三番地、最後の住所滋賀県甲賀市水口町宇田八七四番地八二

被相続人　亡　辻出　誠

右被相続人は平成二十八年二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年四月十四日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

滋賀県大津市京町三丁目四―一二アーバン二一ビル五階滋賀第一法律事務所

限定承認者辻出慶一郎

代理人弁護士　和合佐登恵

限定承認公告

本籍島根県仁多郡奥出雲町三成八四三番地一、最後の住所広島県呉市広両谷三丁目八番四号　被相続人　亡　中西　柚香

右被相続人は平成二十八年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十九年四月十二日広島家庭裁判所呉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

広島市安芸区瀬野二丁目八番五号

限定承認者　智谷　裕子

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十九年六月二十二日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において権利を行使すべき投資主を確定するため、平成二十九年五月六日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利を行使すべき投資主といたします。

平成二十九年四月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

日本オープンエンド不動産投資法人

執行役員　仲條　彰規

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三一二		八	二十四	二十七

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十一日付第八八号六九日付衆会第五号四八ページ

四ページ●同日付政府調達第七六号五六ページ●二月ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）